

魚津市告示第18号

魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱の一部改正について
魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱（令和4年魚津市告示第23号）
の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条 - 第10条 （略） 附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、令和 8 年 3 月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 7 条第 1 項の規定による交付決定を受けている者に係る同条第 2 項、第 8 条及び第 9 条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。 別表 （略） 様式第 1 号 - 様式第 7 号 （略）	第 1 条 - 第10条 （略） 附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、令和10年 3 月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 7 条第 1 項の規定による交付決定を受けている者に係る同条第 2 項、第 8 条及び第 9 条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。 別表 （略） 様式第 1 号 - 様式第 7 号 （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 8 年 3 月 31 日までに子育て世帯助成金の 1 年目の交付決定を受けた者に対する 2 年目及び 3 年目の助成金の交付については、なお従前の例による。